

有料職業紹介事業 返戻金制度に関する概要

早期離職時における紹介手数料の返還ルールについてのご案内

1. 返戻金制度（手数料返還制度）とは

当紹介所を通じて就職した求職者が、入社後まもなく自己都合等により退職（早期離職）した場合に、求人者様より既に受領している職業紹介手数料の一定割合を返還する制度です。

職業安定法の規定に基づき、有料職業紹介事業者として本制度の内容をあらかじめ明示しております。

2. 返戻金の適用基準

早期離職の時期に応じた返戻割合は以下の通りです。

離職時期	返戻割合（返金率）
入社後 1ヶ月以内の退職	受領した手数料の 75 %
入社後 1ヶ月超 ～ 2ヶ月以内の退職	受領した手数料の 50 %
入社後 2ヶ月以降の退職	返戻なし（0 %）

3. 適用条件および注意事項

- 求職者の自己都合による退職：**原則として、求職者自身の意思による退職、または求職者の責に帰すべき重大な事由による解雇が返戻金の対象となります。
- 求人者都合による退職は対象外：**求人者（企業側）の都合による解雇、倒産、契約内容の相違に起因する離職等の場合は、返戻金の適用対象外となります。
- 通知の期限：**返戻金の請求を行う場合、対象者が離職した日から速やかに当紹介所へ書面または電子メール等で通知いただく必要があります。
- 消費税の扱い：**返戻金は、当初お支払いいただいた消費税額も含めて按分して返還いたします。

事業者名 サンエスライン株式会社

許可番号 23-ユ-303250

お電話番号 0565-41-5063

適用（改定）日 令和8年4月1日

※本書は職業安定法第32条の13、および同法施行規則に基づき、手数料表の添付書類等として開示・掲示するための様式です。